

廿日市市おむつ月額定額制サービス提供事業者募集要項

1 趣旨

廿日市市（以下、「本市」という。）では、廿日市市立保育園（以下、「保育園」という。）に通う保護者の登園準備にかかる時間短縮や荷物の負担軽減を図るため、保育園で使用するおむつ及びおしりふきを月額定額制で利用できる「おむつ月額定額制サービス」を提供する事業者を募集する。

2 募集に関する事項

(1) 仕様について

別紙「おむつ月額定額制サービス事業仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(2) 事業実施期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

(3) 企画提案書へ記載する主な項目

- 月額利用料
- おむつ、おしりふきの取扱銘柄（商品名）等
- 保護者との契約、解約、支払方法
- 発注方法（最低発注単位、発注回数等）、保管方法
- 配送方法（配送拠点等）
- 導入実績（公立、私立）
- 保護者説明会

3 応募資格

応募する事業者（以下、「応募者」という。）は、次の事項をすべて満たす者とする。

- (1) おむつ及びおしりふきを月額定額制で提供し、利用者から直接支払を受ける事業について、1保育施設以上の導入実績があること。
- (2) 本募集要項及び仕様書の内容を遵守できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 代表者又は自社の役員等が、廿日市市暴力団排除条例（平成24年3月13日条例第1号）に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 失格事項

応募者が次の各号のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 事業者決定日までに「3 応募資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- (3) 提出方法、提出先、提出期限の条件に適合しない場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 選考審査に関する不当な要求等があった場合
- (6) その他本市が不正と認める行為があった場合

5 選定までのスケジュール（予定）

実施内容	日程
募集開始日（募集要項等の配布）	令和7年3月21日（金）
質問受付締切日	令和7年4月7日（月）正午必着
質問に対する回答日	令和7年4月14日（月）
提出書類受付締切日	令和7年4月21日（月）正午必着
選定結果の通知	令和7年5月下旬

6 募集要項等の配布

令和7年3月21日（金）から配布する。

7 質問の受付及び回答

提出書類の作成等に関して質問がある場合は、下記にて受付及び回答を行う。

(1) 受付方法

電子メールによる受付とする（来訪・遠隔会議等による問い合わせには対応しない。）。連絡の際は、メールの件名を「おむつ月額定額制サービス事業者募集に関する質問」とし、本文に「事業者名」「氏名（ふりがな）」「所属・役職等」「電話番号」「メールアドレス」を明記の上、後記「11 担当者」まで連絡すること。

(2) 受付期間

令和7年3月21日（金）から令和7年4月7日（月）正午まで

(3) 質問に関する回答

令和7年4月14日（月）、電子メールにより通知する。

8 提出書類等

応募者は以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式1）

イ 廿日市市おむつ月額定額制サービス事業企画提案書（様式2）（以下、「提案書」という。）※別紙作成要領に基づき記入すること。

(2) 提出期間

令和7年3月21日（金）から令和7年4月21日（月）正午まで

(3) 提出方法及び提出先

すべての提出書類をPDFファイル形式に変換し、電子メールで送付すること。

送付先アドレス kodomo@city.hatsukaichi.lg.jp

9 選定方法

(1) 審査の種類

本募集は、書類審査、保護者アンケートによる選定とする。

応募者が1者の場合は、書類審査のみにより決定するものとする。

ア 書類審査を行い、「3 応募資格」等を満たさない項目がある場合は失格とする。
イ アの条件を満たした者の企画提案書について、保育園に通う園児の保護者を対象にアンケートを実施し、多数決による選定とする。

(2) 選定に関するスケジュール

前記「5 選定までのスケジュール（予定）」にて示すとおり

(3) 選定結果

選定結果については、事業者へ電子メールにより通知する。

10 留意事項

- (1) 提出期間終了後の提出書類の変更及び追加は認めない。
- (2) 本募集要項、仕様書及び様式等は応募の検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 「3 応募資格」を満たさなくなった場合、または仕様書の内容が遵守されないと判断される場合は、事業者決定後であっても、事業者決定を取り消すことがあります。

11 担当者

〒739-8512 広島県廿日市市新宮一丁目 13-1

廿日市市健康福祉部こども課保育係

TEL 0829-30-9154（直通） FAX 0829-30-9131

E-mail kodomo@city.hatsukaichi.lg.jp